

議案第 98 号

墨田区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 25 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区組織条例の一部を改正する条例

墨田区組織条例（昭和 52 年墨田区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「区民活動推進部」を「地域力支援部」に、「福祉保健部」を「福祉保健部
子ども・子育て支援部」に改める。

第 4 条区民活動推進部の項第 1 号中「協治」を「地域力の支援及び協治」に改め、同項第 4 号中「文化」の次に「、芸術及びスポーツ」を加え、同項を同条地域力支援部の項とし、同条産業観光部の項第 2 号中「消費生活その他」を「経営等の支援、消費生活その他の」に改め、同条福祉保健部の項第 1 号中「児童、高齢者」を「高齢者」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

子ども・子育て支援部

- (1) 子ども・子育て支援に関すること。
- (2) 児童の福祉の増進に関すること。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地域力向上、子ども・子育て支援の一層の充実等、新基本計画を効果的・効率的に進めていくため区長部局の組織体制を整備する必要がある。